

# 公益財団法人環日本海経済研究所不正防止計画推進室設置要綱

平成 22 年 4 月 1 日制定

## (目的)

第 1 条 公益財団法人環日本海経済研究所(以下「本財団」という)に、調査研究費など事業費の不正使用防止計画を推進するため、研究費不正使用防止計画推進室(以下「推進室」という)を置く。

## (組織)

第 2 条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 事務局長
- 二 総務部長
- 三 調査研究部長、経済交流部長、総務課長
- 四 その他、推進室長が指名する者 若干人

## (室長等)

第 3 条 室長は、前条第 1 号の室員をもって充てる

2 室長補佐は、前条第 2 号の室員をもって充てる。

## (業務)

第 4 条 推進室は、次に掲げる事項を扱う。

- 一 不正発生要因の把握
  - 二 具体的な研究費不正使用防止計画の策定及び実施
  - 三 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
  - 四 適切なチェック体制の構築及び所内ルールの統一についての提言
  - 五 「研究活動にかかる行動規範」の浸透を図るための方策の推進
- 2 前項の業務を行うに当たっては、必要に応じて、本財団職員の意見を聴取するものとする。

## (事務)

第 5 条 推進室の事務は、総務部総務課が行う。

## (雑則)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、推進室が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。